

令和3年4月4日執行

みやき町長選挙

出納責任者の手引き

みやき町選挙管理委員会

目 次

収支報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・	2
出納責任者について・・・・・・・・・・	2
収支報告書科目別記載方法・・・・・・・・	4
選挙運動費用に算入されないもの・・・・・・・・	6
会計帳簿の備え付け及び記載例・・・・・・・・	7
選挙運動費用収支報告書の様式及び記載例・・・・・・・・	10
領収書等を徴し難い事情があった 支出の明細書の様式及び記載例・・・・・・・・	13

収 支 報 告 書 の 提 出

- 1 選挙の期日から15日以内に提出（4月19日）（法189）
- 2 精算届出後は収入及び支出がされてから7日以内
- 3 収支報告書には領収書の写しを必ず添付

出 納 責 任 者 に つ い て

1 出納責任者の選任及び届出（法180の1、2）

- (1) 候補者が選任するのであるが、候補者自身が出納責任者となることもできる。
- (2) 推薦届出者が候補者の承諾を得て、出納責任者を選任し、若しくは候補者の承諾を得て自ら出納責任者となることもできる。
- (3) 出納責任者を選任した者は、文書で出納責任者が支出できる最高額を定め、出納責任者とともに文書に署名押印しなければならない。
（自ら出納責任者となった場合は不用）

2 出納責任者の解任及び辞任（法181、182）

- (1) 候補者は文書で通知することによって解任することができる。
- (2) 推薦届出の場合は、候補者の承諾を得なければ解任することができない。
- (3) 出納責任者は文書で候補者及び選任者に通知することによって辞任することができる。
- (4) 解任又は辞任した場合は、後任の者に事務の引継ぎを行わなければならない。

3 出納責任者の異動（法182、183）

出納責任者に異動があったときは、所定の様式により届け出なければならない。

4 届出前の寄附及び支出の禁止（法184）

出納責任者は、選任届出がなされた後でなければ、候補者のために寄付を受け、又は支出することができない。

5 明細書の提出又は受領（法 186）

- (1) 出納責任者以外の者で候補者のために寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に寄附者の氏名、住所、職業、金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。
- (2) 候補者が立候補前に受けたものについては、立候補届出後ただちに明細書を出納責任者に提出しなければならない。

6 出納責任者の支出権限（法 187）

- (1) 立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除き、選挙運動に関する支出は出納責任者でなければすることができない。但し、出納責任者の文書による承諾を得たものは差し支えない。
- (2) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がその者と意思を通じて支出したものについては、出納責任者はその就任後ただちに候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければならない。

7 領収書等の徴収及び送付（法 188）

- (1) 出納責任者は選挙運動に関するすべての支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければならない。
- (2) 候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出した者は、前項の書面をただちに出納責任者に送付しなければならない。

8 帳簿及び書類の保存（法 191）

報告書を提出してから3年間保存しなければならない。

9 選挙運動に関する支出金額の制限（法 194、196）

- (1) 3月30日に告示する
- (2) 法定制限額＝
(110円 × 告示日における選挙人名簿登録者数) + 130万円
(百円未満の端数は、百円とする。)

収 支 報 告 書 科 目 別 記 載 方 法

1 収 入

(1) 寄附（法179）

金銭、物品その他の財産上の利益の收受又はその收受の約束で党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

(2) その他の収入

自己資金、借入金等を選挙運動費用にあてる場合をいう。

2 支 出

(1) 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員に対する報酬を記載する。

(2) 家屋費

イ 選挙事務所費

選挙事務所自体のほか、机など備品の借上料、電話を架設する費用等を記載する。

ロ 集合会場費

個人演説会場及び備品の借上料等を記載する。

(3) 通信費

選挙運動連絡のための郵便、電報に要する費用、電話の借上料や電話料等を記載する。

(4) 交通費

・交通費は候補者、運動員、事務員、労務者について生ずるが、運動員以下については実費弁償がある。

（候補者にかかる分は原則として選挙運動費用とみなされない）

・選挙運動用自動車に使用するために要した、自動車借上料、ガソリン代、オイル代、運転手雇料等は選挙運動費用に算入されないから記載の必要はない。

(5) 印刷費

選挙運動のために使用するポスター、ビラ、葉書等の印刷費を記載する。

(6) 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機の費用及び新聞広告等を記載する。

(7) 文具費

紙、筆、のり、鉛筆、その他選挙事務所において使用した消耗品等を記載する。

(8) 食料費

- ・選挙事務所で提供する湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子に要した費用のほか、法で認められた範囲内で運動員、事務員、労務者に対し支給する弁当代等を記載する。
- ・提供できる弁当の数は候補者1人当たり**1日45食**、運動期間を通じて**225個以内**、弁当の額は**1人1食につき1,000円以内**、**1日につき3,000円以内**に制限される。

(9) 宿泊費

休憩及び宿泊に要した費用を記載する。

(10) 雑費

暖房用灯油、ガス代、電気料、水道料等の光熱費はここに入るが、このほか**雑費**として記載すべきものは、選挙運動の状況により異なる。例えば、看板作成の場合、看板屋に請け負わせたときは**広告費**に入るが、材料を購入して人夫に作製させたときは、人夫費は**人件費**、木材、トタン等の材料代は**雑費**に、ペンキ代は文具費にそれぞれ分割される。この場合、事情に応じて費目を別にすることはやむを得ない。

選挙運動費用に算入されないもの (法197)

- 1 立候補準備のため要した支出のうち、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの。
- 2 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの。
- 3 候補者が乗用する自動車等のために要した支出。
- 4 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出。
- 5 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料。
- 6 確認団体が行う選挙運動のために要した支出。
- 7 選挙運動用自動車及び船舶を利用するために要した支出。
(拡声機の借料又は自動車に取り付ける文書図画に要する費用を除く。)
 - ①自動車、船舶の借上料
 - ②ガソリン、オイル、重油代
 - ③修繕料
 - ④タイヤ代
 - ⑤運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊代等

会 計 帳 簿 の 備 え 付 け 及 び 記 載 例

出納責任者は会計帳簿（収入簿と支出簿からなる）を備え、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入、支出を記載しなければならない。(法185)

1 収入簿の様式及び記載例

(収入簿)

月 日	金額又は見積額	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月○日	500,000円	その他の収入					自己資金
○月○日	100,000円	その他の収入					借入金
○月○日	25,000円	寄附	○町大字○△△番地	山川四郎	農業	事務所無料借上	(5日間)
○月○日	100,000円	寄附	○市○町○△△番地	○○党	政党		
○月○日	12,000円	寄附	○町大字○△△番地	乙川次郎	会社員	無償労務従事○月	
↓						○日、○日2日間	
合 計	792,000円						

記載例

1. この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
2. 債務の免除、保証その他の金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
3. 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
4. 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考欄」に記載するものとする。
5. 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
6. 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支出簿の様式及び記載例

(一) 立候補準備のために支出した費用

月 日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の支 出の見積の根 拠	支出を した者 の別	備考
	金銭支出	金銭以外の 支出	合計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団 体名	職業			
○月○日		25,000円	25,000円	事務所借料	○町大字○△△番地	山川四郎	農業		候補者	5日間
↓										
選挙事務費計	14,280円	25,000円	39,280円							
↓										
(家屋費計)	16,280円	25,000円	41,280円							
○月○日	800円		800円	バス代	○町大字○□□番地	乙田一男			候補者	
↓										
(交通費計)	5,600円		5,600円							
○月○日	1,100円		1,100円	ノート6冊	○町大字○◇◇番地	○○文具店	文具商		出納責任者	
↓										
(文具費計)	1,100円		1,100円							
↓										
○月○日	37,550円		37,550円	ビラ 印刷代	○町大字○◇◇番地	○○印刷所			候補者	※
○月○日	344,695円		344,695円	ポスター 印刷代	○町大字○◇◇番地	○○印刷所			候補者	※
↓										
(印刷費)	382,245円		382,245円							※
合 計	405,125円	25,000円	430,125円							

公費負担分は、備考欄にその旨を記載すること。
(例) うち公費負担分 ○○円×○○○○枚

公費負担額は、備考欄にその旨を記載すること。
(例) うち公費負担額 ○○○,○○○円

(二) 選挙運動のために支出した費用

月 日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の支 出の見積の根 拠	支出を した者 の別	備考
	金銭支出	金銭以外の 支出	合計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団 体名	職業			
								無償労務従事		
○月○日		12,000円	12,000円	人件費	○町大字○△△番地	乙川次郎	会社員	○月○日○日	出納責任者	
↓								の2日間		
(人件費計)	96,000円	24,000円	120,000円							
○月○日	1,500円		1,500円	切手代	○町大字○□□番地	○郵便局			出納責任者	50円×
↓										30枚
(通信費計)	40,000円		40,000円							
↓										
合 計	581,800円	60,000円	641,800円							

記載例

1. この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
2. この帳簿には、(一) 立候補準備のために支出した費用 (二) 選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて (又は各々分冊して) 記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
3. この帳簿の各科目には、(一) 人件費 (二) 家屋費 [(イ) 選挙事務所費 (ロ) 集合会場費等] (三) 通信費 (四) 交通費 (五) 印刷費 (六) 広告費 (七) 文具費 (八) 食糧費 (九) 休泊費 (十) 雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
4. 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、若しくは消費したときは「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは別行に記載するものとする。
5. 支出金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
6. 「支出の目的」の欄には支出目的 (謝金、人夫賃、家屋贈与等) 員数等を記載するものとする。
7. 支出のうち金銭物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
8. 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

5 支出の部

月 日	金額又は 見積額	区分	支出の 目的	寄附をした者			金銭以外に寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務 所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
○月○日	12,000円	選挙運動	人夫賃	○町大字○△△番地	乙川次郎	会社員	無償労務従事○月	
↓							○日○日の2日間	
(人件費計)	120,000円							
○月○日	25,000円	立候補準備	事務所借料	○町大字○△△番地	山川四郎	農業	事務所無料借上	(5日間)
○月○日	14,280円	立候補準備	電話架設費	○市○町△△番地	NTT西日本		臨時電話1台	
↓								
イ 選挙事務所費計	50,280円							
○月○日	3,000円	選挙運動	演説会場費	○町大字○◇◇番地	○寺			
↓								
ロ 集会会場費計	5,000円							
(家屋費計)	55,280円							
○月○日	1,500円	選挙運動	切手代	○町大字○□△番地	○郵便局		50円×30枚	
↓								
(通信費計)	13,000円							
○月○日	800円	立候補準備	バス代	○町大字○□□番地	乙田一男			
↓								
(交通費計)	8,900円							
↓								
○月○日	37,550円	立候補準備	ビラ印刷代	○町大字○□□番地	○印刷所			※
○月○日	344,695円	立候補準備	ポスター印刷代	○町大字○□□番地	○印刷所			※
↓								
(印刷費計)	382,245円							※
計	立候補準備の ための支出 520,000円 選挙運動のた めの支出 641,800円 計 1,161,800円							
前回計	立候補準備の ための支出 選挙運動のた めの支出 計							
総計	立候補準備の ための支出 520,000円 選挙運動のた めの支出 641,800円 計 1,161,800円							
支出のうち 公費負担相当額	項目		単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)			
	ビラの作成		7.51円	5,000枚	37,550円			
	ポスターの作成		5,303円	65枚	344,695円			
	計				382,245円			

公費負担分は、備考欄にその旨を記載すること。
(例) うち公費負担分 ○○円×○○○○枚

公費負担額は、備考欄にその旨を記載すること。
(例) うち公費負担額 ○○○, ○○○円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 月 日
出納責任者 住所

⑩

備考

- 1 収入の部においては、**1件1万円以上**のものについては各件ごとに記載し、**1件1万円未満**のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、**1件1万円未満**のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 4 精算届出後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 5 収入の部の記載については前掲「会計帳簿の様式・収入簿の記載例中2から6まで」の例により、支出の部の記載については「同様式・支出簿の記載例中3から8まで」の例によるものとする。

